4　応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　開札までに令和７・８・９年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

③　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑵　技術力に関する要件

①　当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

②　当該設備の改造完了後の保守体制を有すること。

⑶　実績に関する要件

平成22年度以降において、元請けとして完成・引渡が完了した下記同種設備を製作し、据付した工事等、又は改造した工事等の実績を有すること。

同種設備：「河川情報設備」

なお「河川情報設備」とは水位情報、雨量情報、ダム情報などの河川情報を収集、処理し、本省や自治体への配信、ＷＥＢ画面作成などを行う設備である。

5　手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局総務部契約課購買係　酒井由紀子

ＴＥＬ092―471―6331㈹（内線2539）

②　技術関係

〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局企画部情報通信技術課電気・基準係

ＴＥＬ092―471―6331㈹（内線3381）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和７年４月30日（水）から令和７年５月19日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時30分から17時00分まで。

交付場所等：⑴①に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和７年５月20日（火）17時00分

提出場所等：⑴①に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）又は電子メールによる。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

5⑴①に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和７年７月28日（月）17時00分

⑷　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: MORITA Yasuo, Director General of Kyushu Regional Development Bureau

⑵　Subject matter of service: Remodeling of General river information facilities 1 set

⑶　Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 20 May 2025

⑷　Contact point for the notice: SAKAI Yukiko Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakataku, Fukuokashi, Fukuoka-ken, 812―0013, Japan TEL 092―471―6331 EX. 2539

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年４月30日

九州地方整備局長　森田　康夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1　当該招請の主旨

本件は、九州高規格道路管理センターの路車間情報処理設備（以下「当該設備」という。）の改造に関する公示である。

改造とは、路車間情報処理設備の改造（保守運用データの更新）を行うものであり、設備の「機能・性能」に影響が及ぶ改造である。

当該設備は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、当該設備の機器（ソフトウェア等も含む。）製作者（以下「製作者」）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、機能改造にあたり、既設設備の設計思想、技術的ノウハウの熟知が必要である。

よって、本改造は、当該設備の製作者（以下「特定法人」）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で４の応募要件を満たし、当該設備の改造の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2　業務概要

⑴　件名　令和７年度路車間情報処理設備機能改造

⑵　対象設備　路車間情報処理設備

⑶　業務内容　路車間情報処理設備機能改造１式

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和８年２月27日

⑸　概算金額　概ね25百万円

3　業務目的

本業務は、保守運用データの更新を行うため、路車間情報処理設備の改造を行うものである。

4　応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　開札までに令和７・８・９年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

③　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑵　技術力に関する要件

①　当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

②　当該設備の改造完了後の保守体制を有すること。

⑶　実績に関する要件

平成22年度以降において、元請けとして完成・引渡が完了した下記同種設備を製作し、据付した工事等、又は改造した工事等の実績を有すること。

同種設備：「路車間情報処理設備」

なお、「路車間情報処理設備」とは、通行車両に工事情報、規制情報、駐車場満空情報などの道路交通情報をリアルタイムに収集、処理し、ＶＩＣＳセンターや関係機関へ配信する情報設備である。